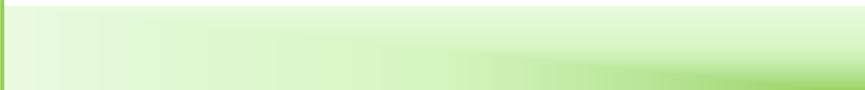
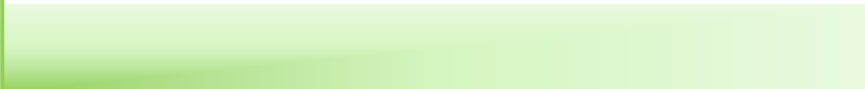


2

これまでの都市づくり



2 これまでの都市づくり

これからの都市づくりの方向性を定めるに当たって、ここでは、開拓期、戦前、戦後、政令指定都市移行後、都市計画マスタープラン（平成 16 年）策定後の 5 つの区分について、これまでの都市づくりを整理しました。

（1）開拓期の都市づくり 明治 2 年（1869 年）～明治 32 年（1899 年）

北海道開拓の拠点都市として、国による新たな都市づくりがはじまりました。

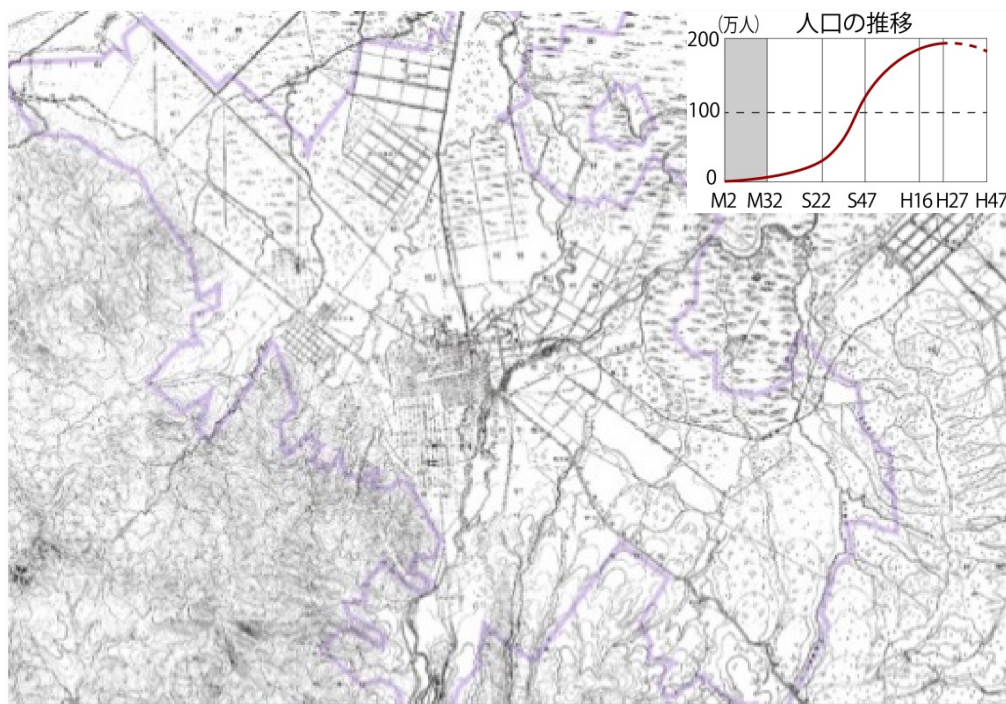


図 2-1 明治 29 年（1896 年）の札幌の市街地

資料：（財）日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

- ・ 開拓使の設置：明治 2 年（1869 年）
- ・ 道外からの移住

都市づくりの主要課題

国による北海道開拓の拠点としての骨格づくり

主な取組

- ・ 都心部の原型の形成
→ 60 間四方の格子状街区
- ・ 衛星村落の形成
→ 屯田兵村、山鼻村、月寒村など
- ・ 周辺都市間、村落間を結ぶ道路の形成
→ 現在の国道 5 号、12 号、36 号など

自治の時代に入り、北海道の中心都市へと成長していく中で、この成長を支える公共交通機関などの整備が進みました。

とくに旧都市計画法の適用を受けて以降は、様々な事業が本格的に実施されてきました。

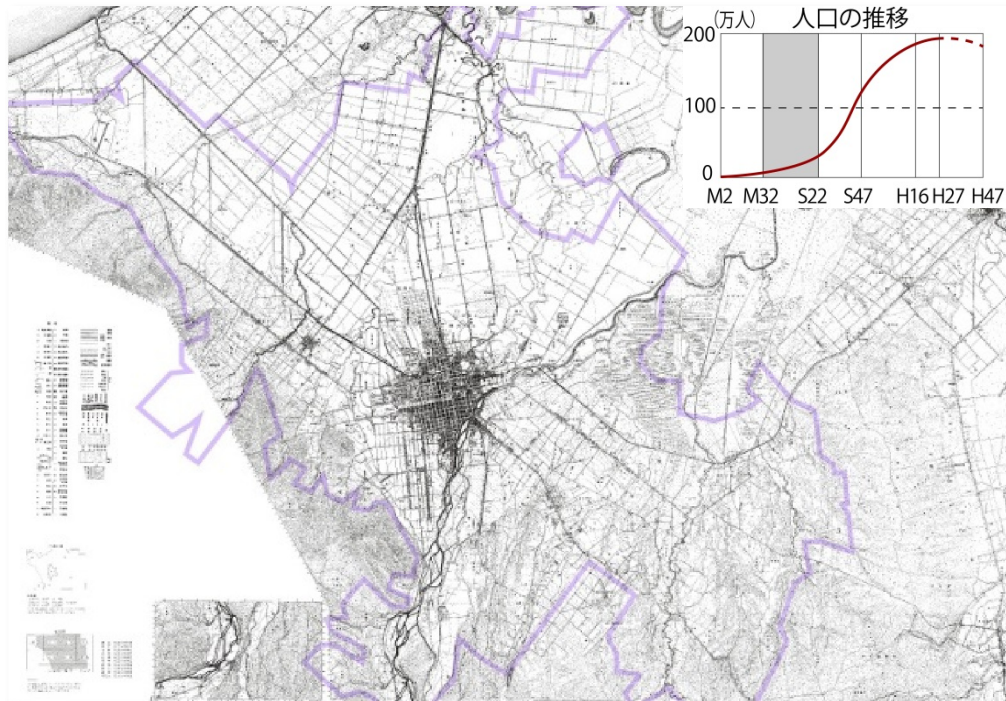


図 2-2 大正 5 年 (1916 年) の札幌の市街地

資料：(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

- ・ 北海道区政施行：明治 32 年(1899 年)
- ・ 軍需による工・鉱業発展
：大正 4 年(1915 年)頃
- ・ 北海道博覧会による好況
：大正 7 年(1918 年)
- ・ 市政施行：大正 11 年(1922 年)
- ・ 人口全道一：昭和 15 年(1940 年)

都市づくりの主要課題

自治の萌芽と北海道の中心都市への成長を支える基盤づくり

主な取組

- ・ 公共交通のはじまり
→馬鉄、定山溪鉄道など
- ・ 旧都市計画法の適用と様々な都市基盤の整備
→旧都市計画法の施行：大正 8 年(1919 年)
→ // の適用：大正 12 年(1923 年)
→下水道計画着手：大正 15 年(1926 年)
→都市計画区域の決定：昭和 2 年(1927 年)
→市電運行：昭和 2 年(1927 年)
→上水道営業開始：昭和 12 年(1937 年)

人口や産業の集中が急速に進んだこの時代には、これに対応した土地区画整理事業※6などが積極的に実施されました。

中でも昭和47年(1972年)に開催することになる冬季オリンピックの招致が決定したことは、地下鉄南北線の開通をはじめ、都市基盤の整備に一層の拍車をかけました。

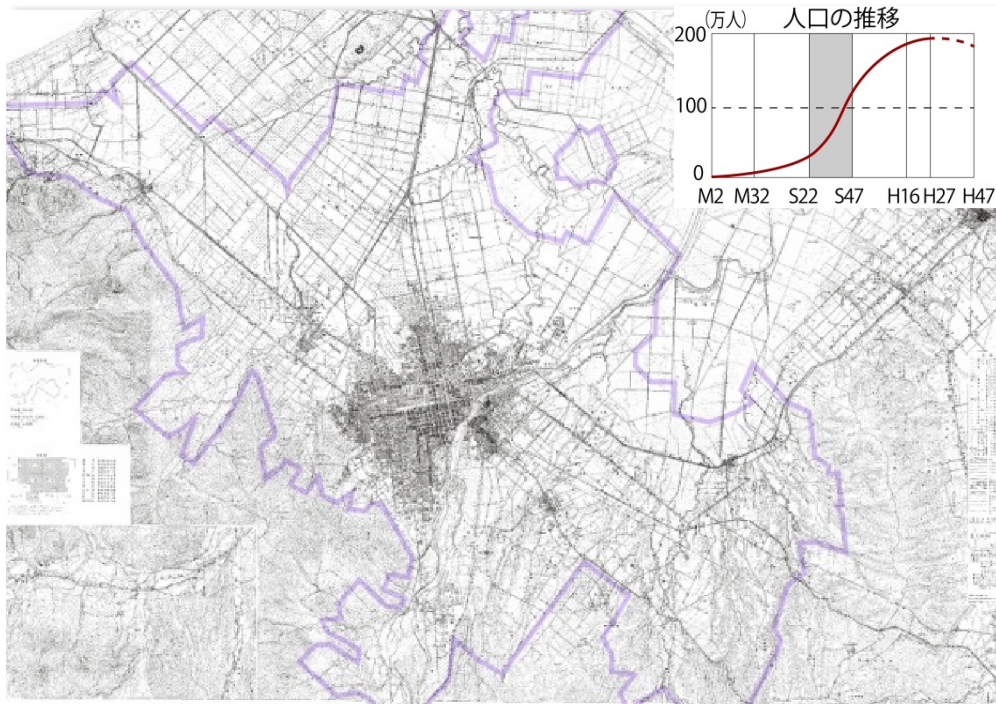


図 2-3 昭和25年(1950年)の札幌の市街地

資料：(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

- ・ 本州大企業の中心市街地への進出
：昭和25年(1950年)頃～
- ・ 急激な人口増加
- ・ 周辺市町村との合併による市域の拡大
→札幌村、篠路村など
- ・ オリンピック招致決定
：昭和41年(1966年)

都市づくりの主要課題

急激な拡大に対応した各種の基盤整備

主な取組

- ・ 都心周辺での土地区画整理事業の積極的な実施
→東札幌、伏見など
- ・ オリンピックを前にした骨格基盤整備
→地下鉄南北線開通：昭和46年(1971年)

※6 **土地区画整理事業**：道路や公園などの公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適な市街地を形成するため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園などを造る事業。

人口や産業が集中する都市化の進展が続く中、新たな都市計画制度を運用し、計画的な市街地の整備・拡大を進めました。

とくに市街地の郊外部には、この時代に入って計画的に整備された戸建住宅主体の街並みが広がっています。

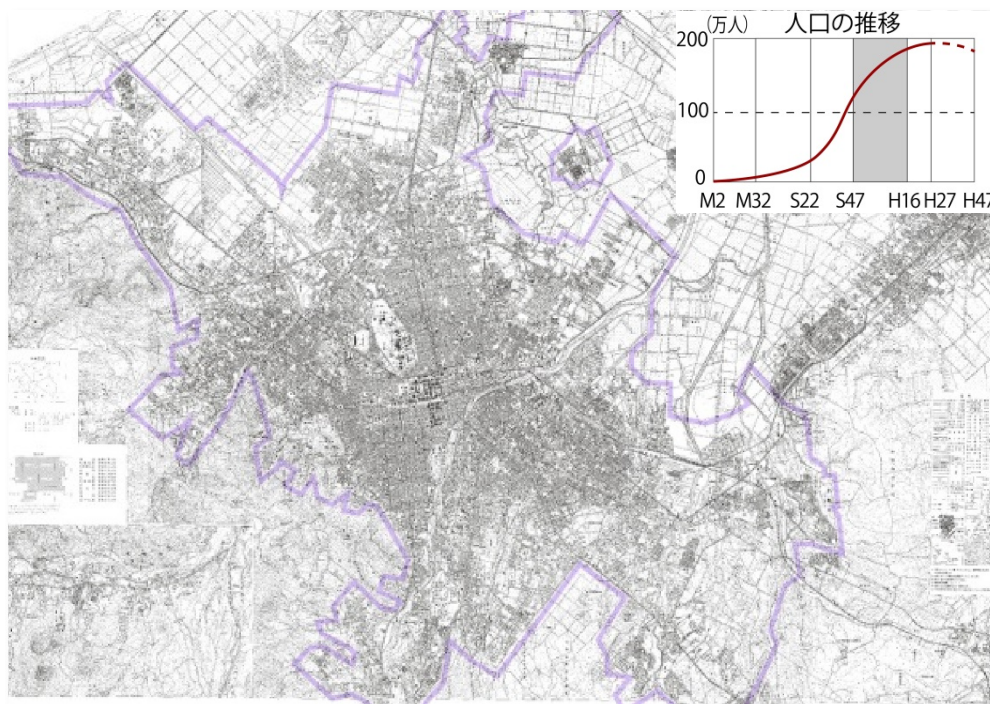


図 2-4 昭和50年(1975年)の札幌の市街地

資料：(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

- ・ オリンピック開催
：昭和47年(1972年)
- ・ 政令指定都市への移行
：昭和47年(1972年)
- ・ 人口増加の持続

都市づくりの主要課題

市街地拡大の計画的コントロール

主な取組

- ・ 無秩序な市街地拡大の抑制
→ 区域区分(線引き)^{※7}の実施：昭和45年(1970年)～
- ・ 良好な民間開発の誘導
→ 札幌市宅地開発要綱^{※8}：昭和48年(1973年)～
→ 札幌市住区整備基本計画^{※9}：昭和48年(1973年)～
→ 札幌市東部地域開発基本計画^{※10}：昭和49年(1974年)

※7 区域区分(線引き)：無秩序な市街地を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域。

※8 札幌市宅地開発要綱：札幌の特質を生かした良好な開発事業を推進し、もって計画的な都市づくりを進めるため、都市計画法その他関係法令の基準を補完するものとして、開発事業の施行者が遵守または尊重すべき基準などを定めた宅地開発の総合的な指針。

※9 札幌市住区整備基本計画：より快適で安全な生活圏の形成と突如ある開発誘導を図るため、札幌市が昭和48年(1973年)に策定した計画。

※10 札幌市東部地域開発基本計画：新さっぽろ(厚別副都心)の後背地において、大規模な住宅地開発を一体的かつ計画的に推進するため定めた計画。

平成16年(2004年)に前計画を策定してからは、緩やかに増加していた人口を当時の市街化区域内に誘導しており、新たな市街地を整備するための市街化区域の拡大は行っていません。

また、平成18年(2006年)には、秩序ある街並み形成を図るため、建物の高さの最高限度を定めた高度地区を、市内のほぼ全域に決めました。

さらに、市街地内の充実、特に地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるため、地域ごとのまちづくり計画策定や再開発の事業化に向けた取組も順次進めてきました。

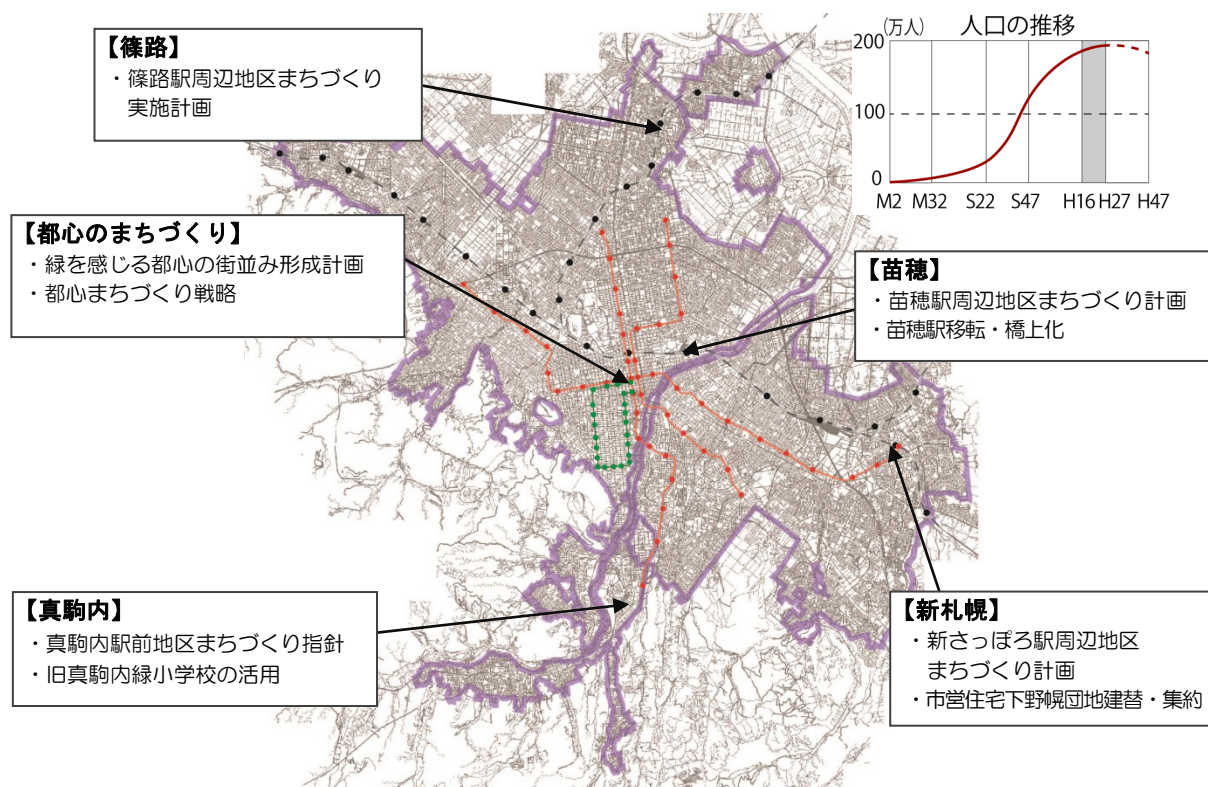


図2-5 平成27年(2015年)の札幌の市街地

資料：札幌市

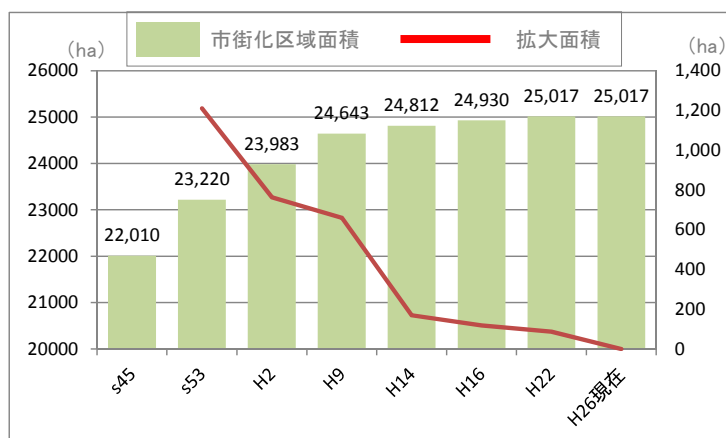


図2-6 市街化区域面積の変遷

資料：札幌市(平成26年)